

特集：大宮法科大学院大学

クリニック・エクスターンシップからのメッセージ

オールデイ法律相談クリニックと 民事クリニックにおける実践と展望

櫻井光政

I	はじめに	88
II	「クリニック」とは何か	88
1	クリニックの教育的意義	88
2	クリニックの社会的意義	89
III	クリニック開設の準備	90
1	「オールデイクリニック」の試行	91
2	「オールデイクリニック」の実施手順	91
3	「法律相談クリニック」の教育効果	91
4	「オールデイクリニック」が実務に与えた影響	92
IV	クリニック本格実施	93
1	当初の予定と軌道修正	95
2	正規クリニックの成果	97
3	成果を生んだ理由	99
4	クリニックの課題	100
V	日本型クリニックのモデル構築に向けて	101

I はじめに

2006年1月から大宮法科大学院大学において「クリニック」5科目(学内民事・学内刑事・学外民事・学外刑事・情報公開)が開講された。私はこのうち学外民事クリニックを担当した。履修科目に「クリニック」を備えている法科大学院は珍しくないが、その多くの実態は、大学院に協力してくれる法律事務所や官庁あるいは企業に学生を派遣して、派遣先に指導を委ねる「エクスターンシップ」だったり、法律相談のみに立ち会う「法律相談クリニック」に止まるようである。これに対して大宮の「クリニック」は現実に民事・刑事の訴訟に関与し、あるいは情報公開請求などを行うことに特徴がある。それは、学生が、教員の指導の下で現実の事件を素材にして、依頼者からの聞き取りをしたり、事件処理のために必要な各種書面例えば訴状や準備書面作成などの実務作業を行いながら、主体的に法と実務を学ぶクリニックである。訴訟までも扱う点では他に例の少ない本格的なクリニックである。その実践を紹介することは「クリニック」を始めとする臨床法教育を現に行い、あるいは今後行うことを予定している多くの法科大学院にとって有益であると思われることから、以下には大宮における民事クリニックの実践を、私が担当した「学外民事クリニック」を中心に紹介する次第である。

II 「クリニック」とは何か

「クリニック」とは臨床教育(clinical education)あるいは臨床プログラム(clinical programs)といわれるもので、実際の依頼者から相談を受けたり依頼を受けたりして現実の事件を扱いながら学生を教える手法ないしプログラムである。最狭義のものはインハウスクリニック(real-client in-house law school clinical programs)と称されるものであり、あたかも大学内に法律事務所・相談所を備える形態のものである。広義の「クリニック」にはエクスターンシップも含むが、本稿で「クリニック」というときには断りがない限りエクスターンシップを除くものとする。また、大宮のクリニックについて言えば、学内の民事・刑事クリニック及び情報公開クリニックがインハウスクリニックであることは勿論のこと、「学外」の民事・刑事クリニックも、都内在住者・在勤者の便宜のために都内で開設されるものであり、講座を担当するのも専任の教員であって、その性質は言わばサテライト的なものであることに鑑みれば、分類上はインハウスクリニックとされるべきであろう。

1 クリニックの教育的意義

法科大学院における教育の目的は実務法曹の養成であり、そこに求められる教育の

内容は理論と実務の架橋であるとされる。従前の法学部教育は理論に重きを置くあまり実務との乖離が生じ、法曹を目指す多くの学生が大学の講義もそこそこに司法試験予備校の授業を受けて受験準備をすることになったと批判を浴びた。そのため法科大学院では一定数の実務家教員を確保することが要求された。とはいえ実務家教員が教えさえすれば効果的に実務を教えられるというわけではない。どのような教育方法を用いて教育するかが重要になる。同じ実務家教員が教えるにしても、従来型の講義を行うのと、シミュレーションなどを行うのと、現実の事件を扱わせるのとでは効果に違いがあるはずである。そして、実務を効果的に教えるという意味では、現実の事件を扱わせるクリニックが相対的に優れた実務教育の方法であることは疑いようがない。

しかし「実務を扱うことを通じて実務を教える」というだけで教育の方法や目標が明らかになるものでもない。少なからぬ法科大学院で、クリニックとりわけ狭義のクリニックのイメージをつかみかねているように見受けられるのもその故であろう。「物見遊山で実務を眺める」「実務の真似事をする」ことにどれだけの意義があるのかという類の疑問が呈されることもあるやに聞く。確かに若い弁護士に司法修習生時代の実務修習先での指導を尋ねると、確たる方針も持たずに漫然と日々の実務を見せているだけというような扱いを受けたとしか思えないような例も散見される。既に一定の法的素養を身につけている司法修習生であればそのような環境であっても何かしら学ぶ力があるかもしれないが、基本的な法律知識をも身につけていく過程にある法科大学院学生にそのような「指導」を受けさせるわけには行かない。

要するにクリニック教員の責務は単に「実務を見せる」「体験させる」ことに止まらず、実務を通じて、実務そのものを知らせると同時に、これまでに学んだ基礎法が実務でどのように生かされているか、また、実体法と訴訟法がどのように関わって紛争が解決されて行くのかを学ばせ、理論の一層の定着と深化を図って行くことになる。もっともこのような認識には私自身もこの間のクリニック開講の準備及びクリニックの実践を通じて到達したものであるが、私自身の認識の深化については後に改めて触れることにする。

2 クリニックの社会的意義

クリニックに認められるのは教育的な意義だけではない。社会的な意義も相当に高い。クリニック発祥の地である米国では少なからぬクリニックが社会福祉の一翼を担っている。マイノリティや貧困者を抱える地域のロースクールにはしばしば「移民・難民クリニック」や「コミュニティクリニック」などが開設され、社会的弱者の支援

に携わっている。わが国の30倍の弁護士を擁する米国でもなおこのような支援を要する層が存在することを考えると、わが国において既存の弁護士による適切な法的サービスの提供を受けられていない者は決して少なくないと思われる。そしてその傾向は「弁護士過疎」などの語で知られるように地方において顕著である。それも、いわゆる過疎地ばかりではなく、千葉県や埼玉県のような都市近郊においても需要に応えきれていない。そのことは、後述するオールデイクリニックの、とりわけ大宮における盛況振りからも十分に窺い知ることができる。

ただ、社会貢献自体に大きな比重を置く米国のクリニックのあり方がそのままわが国のクリニックにふさわしいかどうかは別途検討が必要である。わが国の法科大学院教育でクリニックが効果的な教育方法であるかどうか厳しく問われている時期であることに鑑みれば、その実証こそが当面の主要な課題であるように思われる。

III クリニック開設の準備

大宮ではクリニックは3年次の履修科目とされたので、開学後も開講までに2年の準備期間があった。そこでその準備期間に文部科学省の専門職大学院特別支援プログラムを利用して2004年12月から「オールデイクリニックの試行・実施・検証プログラム」に取り組んだ。このプログラムは夜間部を備える大宮の特徴を生かして、夜間・休日に法律相談サービスを提供する「法律相談クリニック」を試行的に実施して、市民の法的需要やそれに対する対応能力、学生に対する教育効果及び弁護士業界に及ぼす影響などを検証するものである。「オールデイクリニック」の呼称はこの「法律相談クリニック」が夜間・休日に実施されることから名づけられた。

また、同プログラムには数回の米国調査も含まれている。

大宮ではもとより開学の準備に向けて数回の米国調査を行っていた。そもそも専門職大学院による教育は米国で発達してきたものであるため、単科の大学院大学として設立された大宮は米国のロースクールから学ぶことに努め、その上で、現在わが国で求められている教育内容、教育方法を模索して来た。クリニックの実施を目的とする特別支援プログラムにおける米国ロースクール調査ではさらに一歩進んで、わが国における知名度に捉われず、新設のロースクールや夜間部を備えるロースクール、あるいは特色のあるクリニックを行っているロースクールなどに重点を置いて調査を行った。

1 「オールデイクリニック」の試行

「オールデイクリニック」は大宮と渋谷の2箇所で開催された。平日の午後7時から9時と土日の午前10時から午後5時までの無料法律相談である。相談者1人につき1時間の枠を取り、正味の相談時間を40分程度、残り20分を学生との意見交換に当てるようにした。実施期間中の相談件数等については末尾の表のとおりである。大宮のクリニックはほぼ毎日相談者が訪れ、相談件数は2004年12月から2006年6月までの19ヶ月で1031件に上った。しかも利用者の多くは夜間や休日の時間帯でなければ相談に来ることが困難だった旨述べており、夜間・休日の法律相談需要が極めて高いことが改めて実証された。他方渋谷の相談件数は当初こそ一定の数に上ったものの、相対的に低調に推移した。19ヶ月の相談件数は237件である。この差は東京と近郊都市の差に加えて利用者に対する広報宣伝の差によるものと思われる。さいたま市役所では大宮の無料法律相談を高く位置付け、市役所を訪れる相談者を積極的にクリニックに誘導したのに対し、都内では、渋谷区、世田谷区、大田区など幾つかの区にチラシを置いてもらったりしたものそれ以上の協力は得られなかった。また、チラシを置くことを断られた区もあった。また、公立小中学校やそのPTAにダイレクトメールを送るなどの手段も取ったが効を奏さなかった。需要があってもそこに情報が届かないとサービスの有効な供給ができないことを改めて知らされた。

2 「オールデイクリニック」の実施手順

「オールデイクリニック」は「法律相談クリニック」である。学生は任意に参加できるが、参加するためには予めガイダンスを受け、且つ秘密保持誓約書を大学に提出しなければならない。他方相談者には学生が立ち会う可能性があることを予め知らせる。さらに相談者がクリニックを訪れた際にはクリニックの趣旨を説明し学生の立会いに同意する旨の承諾書を求める。

法律相談を行うのは弁護士教員であり、学生はこれを傍聴する。ただ、教員は、折を見て学生に意見を求め、学生からの発問を促す。相談の内容が学生の知識で答えられる内容であれば学生に一通りの回答をさせた上で教員がこれを補充することもありうる。最終的には教員が責任をもって回答し、相談を終える。その後相談の核心と関連する法令、判例を確認し、具体的な回答内容について戦略的・戦術的観点から理由を説明する。

3 「法律相談クリニック」の教育効果

「法律相談クリニック」には以下のような教育効果が認められた。

第1に学生にモチベーションを与える効果があった。学生は、学説や判例を学んではいるものの、それが現実の社会で攻撃防御方法として利用されるのを目の当たりにしたことはない。道具を実際に使うことで道具について学ぶ意欲が高まる面がある。多かれ少なかれ悩みを抱えてクリニックを訪れた相談者が、教員の回答を得てとりあえずの方向性を見出し、展望を持って帰って行く姿を見て、学生は自らの知識や技能を相談者・依頼者の権利の実現のために生かせることの意義を再確認する。多くの学生が、(法律相談)クリニックを経験して学習の意欲が湧いたとの感想を述べている。この点はクリニックを実施している多くの法科大学院からも報告されている点である。もっともこれに対しては「たかだかモチベーションのためならばわざわざ高いコストをかけてクリニックを実施するまでもない」との批判もあるところである。しかし、効果はそれに止まるものではない。

第2に、教員が学生の学習到達度を把握するのに有効であった。法律相談は実際の相談を開始するまでその内容がほとんど分からない。その場で相談者が語る相談内容から法的な問題点を抽出して適切なアドバイスをするためには法律と実務についての幅広い知識が求められる。弁護士の間では法律相談は、弁護士の力量の差が大きく現れる、比較的難易度の高い業務とされており、私が所属する第二東京弁護士会では、登録後1年未満の弁護士は弁護士会の法律相談を単独で担当することができないとされているほどである。

相談者から相談を受け、その要点を整理した上で、力のありそうな学生にはそのまま意見を求めるが、法学未修者の2年前期くらいではきちんと答えられる者はほとんどいない。次に論点を抽出し、その論点についての意見を求めてみる。ある程度学習が進んでいる者は答えられるし、そうでない者は答えられない。そこで同時に条文を検討させ、解釈を述べさせたり、関連する判例についての知識を確認したりしながら相談者に対する回答を発見していく。こうした作業を行う中で、各々の学生の学習の到達点が明確になる。これは大きな収穫であった。従前あまり指摘されていないようだが、重要な利点である。

以上のような効果が確認されたことから、大宮では法律相談クリニックを1、2年次の早い時期の必修科目とする予定である。

4 「オールデイクリニック」が実務に与えた影響

「オールデイクリニックの試行・実施・検証プログラム」には「オールデイクリニック」の試行が実務に与える影響の検証も含まれている。

夜間や休日に法律相談を行うという試みは、大宮がオールデイクリニックを開設する前はほとんどなかった。東京弁護士会と第二東京弁護士会の法律相談センターがばらばらの場所で行っていたに過ぎない。土日と夜間の相談を同じ場所で恒常的に行っている相談場所は現時点でもない。ただ、大宮がオールデイクリニックの試行を開始後、夜間相談を始めた弁護士会もある。福島県弁護士会(2005年1月17日から毎月第1、第3、第5月曜の午後5時から7時までの夜間相談を開始)や山梨県弁護士会(2005年7月より毎週木曜午後6時から8時の夜間相談と、毎月第1土曜午後の休日相談を開始)である。これらは必ずしも大宮のオールデイクリニックの影響を直接に受けたものではない。しかし、夜間や土日の相談需要の高さに弁護士業界がようやく答えつつあるという実情を示すものであることは確かである。また、埼玉弁護士会は、会としては現在も夜間土日のうち土曜しか相談に対応していないが、オールデイクリニックには同弁護士会所属の多数の弁護士が相談担当として参加した。同弁護士会会員の中には弁護士会のホームページを通じて「夜間や休日の相談も可能」と広報する弁護士も現れるようになった⁽¹⁾。オールデイクリニックが夜間や土日の法律サービスの需要の存在を証明すると同時にそのような需要を掘り起こした面があることは確かだろう。

IV クリニック本格実施

3年次生を対象とする「クリニック」が正式に開始されたのは2006年1月である。大宮では毎年12月までに後期の試験が終わる。1月から3月までは長い冬休みとなるため、この期間をクリニックに集中できるようにしようという配慮から、3年次前期配当科目としてのクリニックは、2年次最後の1月から3月と、3年次最初の4月から6月までの期間の合計6ヶ月を充てることになっている⁽²⁾。

学外民事クリニックでは、教員が法律相談を受け、あるいは受任した事件について、学生に起案の課題を出し、毎週1度のセミナーでそれを検討した。また、合間に法廷傍聴や法律相談立会いをした。

扱った事件は多岐に亘る。

毎週のセミナーの内容は以下のとおりである。

1月14日 ガイダンス

1月21日 シミュレーション(手付金請求事件、以下事例1)⁽³⁾につき訴状検討

⁽¹⁾もともとこの会員は所沢支部の会員なので、クリニック相談自体には関与していない。

⁽²⁾但し2007年度以降は教員と学生双方の負担軽減のため前期2月から6月、後期8月から12月を充てることが検討されている。

⁽³⁾事例1(手付金請求事件) 依頼者である原告は不動産業者。別の不動産業者である被告から不動産を購入す

- 1月27日 事例1につき答弁書及び準備書面検討
- 2月3日 事例1につき準備書面検討
- 2月13日 婚姻外男女関係損害賠償請求事件(事例2)⁽⁴⁾の事案検討
- 2月18日 事例2訴状確定
- 2月25日 請負代金請求独立当事者参加事件(事例3)⁽⁵⁾の検討
- 3月4日 事例3の訴状の検討・確定
- 3月11日 休講
- 3月20日 事例2準備書面検討・確定
- 3月25日 事例2尋問事項検討
- 4月1日 事例2方針検討
- 4月8日 請負代金請求事件(事例4)⁽⁶⁾検討
- 4月15日 株主権確認請求事件(事例5)⁽⁷⁾訴状検討

るべく買付証明を出し、被告からは売渡承諾書を得て、手付の授受も行ったが、被告は同不動産を他に売却してしまったことから手付倍返しを求めて提訴した。売買契約の成否が問題となった事案である。原告勝訴・確定。

⁽⁴⁾事例2(婚姻外男女関係損害賠償請求事件) 依頼者＝原告は離婚歴ある女性。出会い系サイトで知り合った「独身医師」と称する男性と交際を始め、結婚を約束する関係になったが、原告が妊娠の事実を告げるとその男性は妻子がいることを白状し、妊娠中絶しないと結婚できない旨言い出し、原告がその指示に従って中絶すると、別れを切り出して原告を捨てたという事案。婚姻予約に至る前の男女関係について慰謝料請求権が発生するか、またその額はどの程度かが問題となる事案であった。但し妊娠は狂言であったことが訴訟提起後に判明して訴え自体は取下げで終了した。期せずして依頼者との信頼関係を築くことの難しさをも学ぶことになった。

⁽⁵⁾事例3(独立当事者参加事件) 依頼者＝参加原告は工事請負会社である被参加原告の元従業員。被参加原告代表者は経営不振から経営を放棄し、注文主である被参加被告に対しても、自分は廃業し以後は参加原告が引き継ぐと声明していた。参加原告は他の従業員とともに事業を引き継いだが、名称は被参加原告を名乗っていた。そうして被参加被告に対して一定額の売上げが立ったところ、被参加原告が被参加被告に対して代金請求の訴訟を提起したという事案。代理、代表、法人などの理解と独立当事者参加という訴訟手続を考えるのに適した事案である。係属中。

⁽⁶⁾事例4(請負代金請求事件) 住宅建設を注文した依頼者が請負業者と異なるガレージの施工業者から代金の請求を受けている事件。ガレージの請負契約が住宅建設請負工事に含まれるか、ガレージ施工業者との別個の契約なのか問題となる事案。また、住宅建設を請け負った会社が提示したガレージ設計案は建築基準法に違反するものだった。依頼者はガレージの意匠が気に入って当該建設会社を選定したものであることから、これに対する対応も問題となった。交渉継続中。

⁽⁷⁾事例5(株主権確認請求事件) 母親から同族会社の株式の過半を相続した依頼者＝原告が、現実と同社を経営する異母兄弟に強要されて株式の相続権を放棄させられた事案。会社はその後新株発行を行い、依頼者が相続した株式が過半数を下回るようにしたため、新株発行無効あるいは新株発行不存在などが検討の俎上に上る事件。訴訟外で和解、取下げ。

- 4月22日 事例5訴状確定
 - 4月29日 休日
 - 5月6日 休講
 - 5月13日 マンション投資事件(事例6)⁽⁸⁾内容証明作成
 - 5月20日 休講(日弁連シンポジウム)
 - 5月27日 過払金返還請求事件(事例7)⁽⁹⁾訴状検討・確定
 - 6月3日 建物明渡請求事件(事例8)⁽¹⁰⁾答弁書作成
 - 6月10日 交通事故損害賠償請求事件(事例9)⁽¹¹⁾訴状検討
 - 6月17日 請負債務不履行損害賠償請求事件(事例10)⁽¹²⁾訴状検討
 - 6月24日 顧問先持ち去り損害賠償請求事件(事例11)⁽¹³⁾を題材にした練習問題
- 学生から提出された書面は全て添削し、コメントをつけて返還した。

1 当初の予定と軌道修正

開講1年前に構想していた指導の内容は、実務の習得の色彩が強いものであった。喩えていうなら司法修習生に対する実務指導に近い感覚で、民事弁護実務を教えるというものであった。それゆえ保全や執行、尋問技術や交渉技術などの比重がより高いも

⁽⁸⁾事例6(マンション投資事件) 電話による勧誘で何度も呼び出されてマンション購入の契約書にサインさせられた依頼者が購入の意思表示の撤回を行った事案。詐欺取消などの意思表示の問題とクーリングオフなどの消費者保護法について学ぶ教材として選択した。本事案は学生が起案した内容証明1本で解決した。

⁽⁹⁾事例7(過払金返還請求事件) 消費者金融業者に対して過払金の返還を求める事案。裁判例が解釈によって法の欠点を埋めてきたこと、過払金に付される利息の性質を利率に関する争いとそれに対する判例から学ぶことを主眼に選択した。和解により解決。

⁽¹⁰⁾事例8(建物明渡請求事件) 少数持分権者である依頼者=被告が共有建物を占有使用していたところ、多数持分権者がこれを第三者=原告に賃貸し、原告から明渡訴訟が提起された事案。共有者間の権利関係、賃貸借契約の締結が共有物の管理行為に該当するか、また、借り受けた者からの明け渡し請求が可能か、などの論点を含む。係属中。

⁽¹¹⁾事例9(交通事故損害賠償請求事件) 交通事故の被害者である依頼者から加害者に対する損害賠償請求事件。相当因果関係や過失相殺などの検討を目的に選んだ。受任せず。

⁽¹²⁾事例10(請負債務不履行損害賠償請求事件) 元請業者である依頼者=原告が、下請会社である被告との間で請負契約を締結したが、被告が工事を行わなかったため損害を被ったとして被告に対して損害賠償を請求した事案。口頭での契約であることから、契約の成否及びその立証方法が問題になる。係属中。

⁽¹³⁾事例11(顧問先持ち去り損害賠償請求事件) 相談者=被告は税理士法人に勤務していたが、妊娠・出産を機会に退職することになった。退職するに際して特に懇意にしていた何件かの顧問先に対してその旨を告げたところ、以後は法人でなく被告の世話になりたいという申し出を受けたので、退職後に顧問契約を締結した。これに対して税理士法人から「顧問先を持ち去った」として損害賠償を請求されたという事件である。請求棄却、控訴。

のを想定していた。現在エクスターンシップなどで学生を指導している実務家の多くもそのような感覚で学生に接しているのではなかろうか。しかし私は2つの理由で若干の軌道修正を行う途を選んだ。

1つは法学未修者の場合2年間の教育を受けても民法の習得が十分でないと思われたこと、もう1つは、当初合格率7割を目指すと言われた新司法試験の現実の合格率が、未修1期生が受験するときには5割をはるかに下回る見通しになったことがその理由である。

ロースクールを卒業すればほとんどの者が司法試験に合格する米国では、学生は司法試験に関係しない科目も時間をかけて学ぶことができる。これに対して専門職大学院まで卒業してからの合格率が3割となると、かなり熾烈な選抜試験の様相を呈するようになる。いきおい試験に役立つか否かが学生の関心事になる。法科大学院を受験対策だけを教える機関にするつもりはさらさらないが、基本を押さえながら受験の際にも生かすことができる力を授けることができればこれに如くはない。

以上の理由から、実体法、訴訟法の理解を深めて行くのにふさわしい事例を選んだ。また、書面作成は主張立証責任を意識して事実を分析した上で法を当てはめて行く力をつけるために、訴状、答弁書、準備書面の作成を中心に据えた。実体法、手続法の理解が、少なくとも知識の上では一定の水準に達している司法修習生の指導とこれから司法試験を受験する学生の指導とはあらゆる点で違うことを私自身も実感しながら学ぶ日々であった。

なお、判例や参考文献については予め指定することをせず、適当と思われるものを各自に探させた。もちろん初学者が何を措いても学ぶべき判例はある。それらは1、2年次に教員から指摘されているはずである。そしてそれらのいわば必修判例を学んだ学生であれば個々の判例が一般論として解釈を示している部分もその射程もある程度理解できているはずである。そうすると、その段階に達した学生に対してはさらに一歩進んで、個々の事案に即した判例を探し出す努力をさせる方が、こちらが予め参考判例を示すよりも、判例の正しい理解、体系的な理解のために有益だと考えたからである。最適な判例を探し出すためにはその何倍もの判例に目を通さなければならない。一見すると類似の事案で結論が180度異なる判例もある。それらを検討しながら判例を読み進む作業は実は判例を学ぶ醍醐味でもあることを学んでほしいと考えた。その上で、セミナーの場では学生が探し出した判例と私が探した判例とを突き合わせて比較検討した。

2 正規クリニックの成果

正規の民事クリニックは、当然のことながら「法律相談クリニック」よりも更に進んだ成果をもたらした。

第1に、学生が1、2年次に学んだ法知識、理論の確認と定着に役立った。具体的な教育方法は、事前の課題で、訴状や答弁書、準備書面の作成など優れて実務的な作業を要求しながら、セミナーではそれらの書面の検討に際して根拠条文に当たるところから始めて、実体法、訴訟法の知識の定着に努めた。これはまさに理論と実務を架橋する教育方法そのものである。このような作業を通じて、1、2年次の復習が的確になされ、かつ理解の立体化がなされた。

第2に、クリニックでの書面作成は、論点主義的な答案作成の弊害を除去するのに役立った。従来型の受験勉強をしていると、論述が論点中心になりがちである。最低限の知識を有している事を採点者にアピールする上でやむを得ない面があるとはいえ、どれも同じような論点主義的な答案が多いことは採点者からも評判が悪かった。論述式の答案を作成する場合は、設問に解答するために必要な問題点を必要な範囲で論ずる姿勢が大切で、その姿勢をあらわすためには設問で与えられた事実を丁寧に分析し、事実在即して論述することが大切なのだが、それを講義だけで学生に理解させるのは容易ではない。裁判所を説得するための書面とも言うべき訴状、答弁書及び準備書面等の作成は、学生の目をおのずと丁寧な事例分析と適切な法の適用へと向かわせる。その結果、学生の中にある論点主義的な傾向はかなりの程度改善された。

第3に、要件事実偏重の傾向を改めるのに役立った。法科大学院では従来の司法研修所の前期修了レベルまでの教育を行うことになっている。そのためもあってかどの法科大学院でも要件事実についての教育が盛んである。しかし「要件事実教育の弊害」は司法研修所での教育に関して長年指摘されてきた問題でもある。もちろん要件事実を学ぶことが悪いわけではないし、要件事実教育そのものが直ちに学生に悪い影響を与えるわけでもない。けれども教員は、学生が要件事実を正しく理解したかどうかを確認するためにあえて要件事実以外をそぎ落とした書面を作成させることがあり、そこでは要件事実以外を漫然と記載することは減点事由となる。そしてそのような思考に慣れた学生は訴状や答弁書あるいは準備書面において要件事実偏った書面を作成するようになりがちである。

実務でも、司法研修所を卒業して間もない弁護士がしばしばそのような書面を作成して先輩弁護士や時には裁判所から注意を受けることがある。そのような書面は、どちらかというと読みづらく、当事者の主張としてはむしろ適当でないものが多い。「当

事者の主張としては」というのには意味がある。訴状、答弁書、準備書面など当事者の主張を記載した書面の究極の目的は裁判所の説得である。そのためには事件の実態を正確に裁判所に伝える必要がある。事件を形作る様々な要素たる事実の中には請求原因事実もあれば抗弁事実もある。そのときあえて抗弁事実を外して書いた書面では事件の全体像を裁判所に伝えることはできない。抗弁事実であっても事件を正しく理解するために必要な情報であれば書かなければならないのである。また、要件事実教育で教わる主要事実と間接事実の峻別は、しばしば学生に未消化な状態で残り、少なからぬ学生に間接事実を軽視する傾向を生じさせるようである。そのような学生では、多様な事実の中から主要事実を裏付ける重要な間接事実を拾い出すというような作業もおろそかになりがちである。

要件事実は欠かしてはいけなものであり、それゆえ「要件」なのだが、上述のとおり、当事者の立場で主張をするときに要件事実以外を書かないというのは明らかな誤りである。そのことを口で言って理解させるのは容易ではないが、実際に訴状等を作成させて各々の起案を比較検討させると、教員の指摘が理解できるようである。かようにクリニックは学生が陥りがちな要件事実偏重の傾向を改善するために有意義な教育方法である。

ちなみに学生は、要件事実を踏まえながらも要件事実以外に述べるべき事実や主張があることを理解し、説得力ある論述を心がけるようになった結果、事実を的確に押さえて論述する技術を身につけるようになった。そして、後半では力量ある実務家の書面としても通用する答案が何通も見られるようになった。

第4に、第1から第3で述べたことの帰結でもあるが、新司法試験の論文試験対策という意味でも有用であったと思われる。実際に2006年度の新司法試験の問題を見ても、民事系科目の論文式においては民事実務科目、とりわけクリニックを履修している学生が有利であろうと思われた。というのも、旧司法試験の事例問題に比して明らかに詳細な事実が述べられ、契約書等の資料から事実を判断することが求められている点や、2問目では裁判官と修習生との会話を題材に出題されている点などは、クリニックで毎週行っている授業の内容に近いものである。

第5に、現実の事件 — 紛争や当事者 — に触れること自体の効果があつた。実務に関する技術的な知識等については模擬裁判や各種のシミュレーションでも教育することが可能である。場合によってはその方が効率的でさえある。また、事件は類型化が可能であり、法律の学習では多くの場合紛争を的確に分類する能力が重視される。しかしそれゆえに事件や依頼者の個性に着目する力を養うことも求められるのであって、

実際に困難を抱えている依頼者の声を聞き、ともに問題を解決していくというプロセスは、法律家の仕事の「リアリティ」を理解させる上で意義がある。その意味でもクリニックの学習は有益であった。実際に扱った事件について、学生から「抽象的な事案説明を聞いただけでは依頼者に共感を持てなかったが、依頼者から詳細な事実を知らされると同情心が湧いてきて、何とかしてやりたいと思うようになった。」という声が寄せられたことがあったが、「リアリティ」を理解することの重要性を端的に言い表しているといえよう。

第6に、教育の視点とは離れるが、従前司法にアクセスできなかった市民に法的サービスを提供できたことはそれ自体評価すべき貴重な成果である。夜間休日の法律相談自体が市民のニーズに良く答えるものであったことは先に触れたが、これに加えて事件の受任もできることは本格クリニックの大きな利点である。弁護士会における過疎対策の取組を見ても、当初は法律相談センターの設置運動を精力的に進めていたが、相談の中には当然のことながら事件の受任を必要とするものが一定数存在することから弁護士が常駐する公設事務所の設置運動へと発展して行った経緯がある。クリニックが、件数はさほど多くなくても事件の受任まで行うことは、司法の容量を拡大する意味でも大きな意味がある。

第7に、上記と関連することであるが、大学が地域や社会と結びつく架け橋になるという意味でもクリニックは重要であることが確認された。今日では様々な大学でオープンセミナーなどの催しを通じて社会との繋がりを積極的に求める機運が高まっている。大学が社会に開かれたものであるべきだという要請は今後ますます強まると思われる。本学の学内クリニックについて言えば、さいたま市役所との間で十分な信頼関係が築かれ、さいたま市が主催する法律相談ではさばききれない相談者を受け入れる機能を果たしている。地域社会とのつながりや地域貢献という意味ではクリニックは最も積極的なものと言える。クリニックは、医大における付属病院がそうであるように、地域における大学の「顔」になりつつある。

3 成果を生んだ理由

以上の成果を見る限り、クリニックの試みは一応成功したと評価して良いだろう。ただ、「クリニック」を実施しさえすればうまく行くというものではない。クリニックで何を獲得させるかについて教員が予め十分に検討していなければ、学生は「お客様」になってしまい、一部の意見にあるように「実務の真似事」をしたり「実務の見物」をして「何となく分かった様な気分になる」程度のもになってしまうだろう。せいぜい

学生のモチベーションを高めるのに役立つくらいである。そのことが無意味だとまでは言わないが、それだけなら他の科目でなくクリニックを選択するメリットは少ない。

それならどうすべきか。一律の解答はないが、法学未修者の教育に関して言えば、セミナーなどの機会を通じて実体法及び訴訟法の知識を事件ごとに確認しながら進めていくことが有意義だったように思う。現実の紛争は事実の存否についての証明の成否で勝敗が分かれることが多いが、とりあえず依頼者の主張の法的根拠と相手方が行うであろう法的主張とを整理させ、更に解決に適した現実的な手段を検討させた。紛争解決に必要なあるいは役立つ法条を指摘させ、関連判例を検討させながら起案などをさせることは、司法修習生に対する教育よりも「法解釈学を教える」という色彩がかなり強いものである。

当然、クリニックの受講者である学生にも相応の準備が要求される。とりあえず実務を見てみたい、触れてみたい、という程度の要求は、それ自体尊重すべきものであるとしても、別の機会、別のカリキュラムで満たされるべきであって、正規のクリニックで目標にされるべき要請ではない。1、2年次で学んだ基礎法についての知識を確かめ、応用力を高めるために活用するという意識でなければ貴重な時間を無駄にする結果となろう。現実の事件は学生の理解を待たないから、学習に熱心で意欲的な学生でない、学生自身にとっても不幸な結果になりかねないのがクリニックである。その意味では私自身学習意欲旺盛な学生に多く支えられたと言ってよい。

4 クリニックの課題

以上の概観から理解されるように、クリニックには種々のメリットがあるが、試行と本格実施を経験して、課題もある程度明らかになった。

第1に、教材とすべき事件の収集が難しいという点である。もちろん相談者も多く、事件自体も多く来るのであるが、学生の教材という観点からは、たとえば売買、賃貸借、消費貸借、請負、不法行為などにかかわる問題を満遍なく扱いたいし、できれば会社関係や労働事件も加えたい。しかもそれらが順番に来なければならない。この点、学内クリニックでは相談が常時満杯であるという状況から何とかまかなえていたが、私が担当する学外クリニックでは、上述したように相談者数が少なかったため、私自身が別に経営する法律事務所に来た事件を、依頼者の了承を得てクリニックの教材にまわすことがしばしばあった。事件の確保が難しいとは他のロースクールのクリニックでも聞かれる。また、教材に適した事件を多く確保するために相談の件数を増やすことは、相談自体がクリニックの負担を増やす面があるから、その点の注意も必要で

ある。弁護士会や司法支援センターとの提携などが検討されるべきではないかと考えるが、この点についてはまだ決定的な解決策が見出せていない。

第2に学生が種々の科目の学習に追われて多忙だという点である。米国のロースクールでは学生がクリニックに入り浸って実務に没頭していて、その様子はさながら司法修習生の実務修習を見るようであるが、そのようなことはわが国の学生には望めない。大宮では4単位を与えるために学生に対して毎週2時間のセミナーのほかに6時間の課題検討等を求めた。学生がクリニックのために割ける時間が限られている以上、扱う事件から何を習得させるかについて明確な問題意識を持って、切り捨てるところは切り捨て、時間をかけるところは時間をかけて授業を進めなければならない。漫然と事件を扱えば良いというわけにはいかないのであって、現実の事件を素材にした教育方法については一層研究を深めていく必要がある。

第3に、以上述べてきたところと関連するが、限られた時間内で基本法の理解や法解釈に比重を置くと、弁護技術的な面は手薄にならざるを得ない。督促手続など訴訟以外の手段の活用や、執行などを教えること、事件の現場に赴いたり、関係者の話を聞きに行ったりすること、あるいは法廷での立居振舞を教えることなどは、学生が他に習得すべき科目が多いことを考えると時間的にかなり無理がある。法科大学院では従来の司法修習前期程度の学修をすれば良いことになってはいるが、実務を教えるべき司法修習自体が期間を大幅に短縮される上に、合格者数の増加によって従来修習生指導を行って来なかった、指導に不慣れな弁護士までが実務修習指導を担当するようになっている実情に鑑みると、せめてクリニックではより実務的な教育を行わなければならないのではないかの思いもある。

V 日本型クリニックのモデル構築に向けて

米国のクリニックに範を取って開始されたわが国のクリニックではあるが、彼我の社会も、そこにいる法曹が置かれている状況も異なる。当然法科大学院における教育も異なるだろうし、クリニックもその例外ではない。米国のクリニックから多くを学んだ上で、これをわが国の法科大学院における教育内容にふさわしい物に加工していかなければならない。

クリニックが、社会に対するサービスはとりあえず二の次にして、教育効果を第一に考えて運営して行けることは、教育の自由度を増す上で恵まれているといえよう。しかし他方で学生が履修を求められる単位数が多く、司法試験の合格率が—旧試験と比較して飛躍的に高まったとはいえ—米国と比較すればまだまだ低いことから、基本

科目の理解の定着や受験に役立つ方向で教育を行わざるを得ないという制約もある。現実のクリニックは、様々な要素のうち何をどれくらいの比重で取り入れて行くのかを、常に考えながら進めていく必要がある。そしてそれは、例えば司法修習の期間や教育内容の変化、あるいは司法試験の合格率の変化や学生の学修能力の高低によって常に見直す必要がある。そのような調整を図りながら、わが国の法曹養成に有益なクリニックのモデルを構築して行きたい。

【資料】大宮法科大学院大学法律相談クリニック状況(H16.12~H18.6)

大宮クリニック

年	月	相続・ 遺言	離婚・ 親族	不動産	債権・ 債務	損害賠償 請求	労働・ 雇用	消費者	刑事・ 少年	その他	合計
H16	12	8	6	13	4	4	3	2	1	6	47
H17	1	8	7	5	3	8	0	2	0	3	36
	2	7	19	11	3	12	3	1	0	5	61
	3	1	1	1	2	0	0	0	0	1	6
	4	11	8	5	6	5	1	1	0	1	38
	5	11	12	11	5	0	2	0	0	13	54
	6	20	17	9	7	1	3	0	0	18	75
	7	18	23	6	10	1	3	0	0	13	74
	8	4	22	10	3	0	1	0	0	13	53
	9	10	12	14	8	2	1	0	0	19	66
	10	9	19	13	9	2	4	0	0	17	73
	11	10	19	12	7	3	1	0	0	18	70
	12	9	8	11	3	3	1	0	0	14	49
H18	1	11	12	7	3	1	2	0	0	5	41
	2	9	10	12	10	7	5	0	1	5	59
	3	9	19	12	9	2	1	0	0	9	61
	4	10	13	7	3	1	1	0	0	15	50
	5	20	8	8	6	0	4	0	0	12	58
	6	11	10	10	9	1	2	0	0	17	60
計		196	245	177	110	53	38	6	2	204	1031

渋谷クリニック

年	月	相続・ 遺言	離婚・ 親族	不動産	債権・ 債務	損害賠償 請求	労働・ 雇用	消費者	刑事・ 少年	その他	合計
H16	12	4	4	3	5	0	2	2	1	11	32
H17	1	0	1	1	2	0	0	2	0	3	9
	2	3	1	4	1	1	0	0	1	5	16
	3	3	3	5	3	4	4	1	0	9	32
	4	1	6	3	0	0	2	0	0	8	20
	5	2	0	1	5	2	0	0	1	4	15
	6	0	2	1	0	1	2	1	0	1	8
	7	1	2	1	0	0	5	1	0	1	11
	8	1	2	1	0	0	2	0	1	1	8
	9	1	0	1	1	2	0	0	0	2	7
	10	2	0	0	1	0	0	1	0	7	11
	11	2	1	1	2	3	0	0	1	3	13
	12	4	0	1	0	0	2	0	0	1	8
H18	1	3	0	1	0	2	0	0	0	1	7
	2	4	2	0	0	0	1	0	0	2	9
	3	1	2	2	0	0	0	2	0	2	9
	4	5	0	1	0	0	1	0	0	0	7
	5	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	6	3	3	3	0	1	1	0	0	1	12
計		42	29	30	20	16	23	10	5	62	237